



働きながら妊娠・出産されるあなたへ

～ 知っておきたいあんなこと こんなこと ～

子供ができたから仕事はもうできないとあきらめていませんか？
今、様々な分野で活躍している女性の中には仕事と家庭の両立というハードルを乗り越え、自分自身のライフスタイルを築いている素敵な人がたくさんいます。

働き続けられるよう様々な制度が充実してきています。



仕事と家庭を両立する制度にはどのようなものがあるの？



会社に妊娠を伝えたら辞めろと言われた。辞めなくてはいけないの？

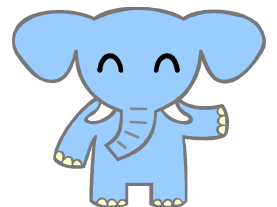


パートでも産前産後休業、育児休業は取れるの？



つわりがひどくて仕事が大変。でも休みづらい・・・。

お気軽に雇用均等室までご相談を



◆埼玉労働局雇用均等室 (電話 048-600-6210)

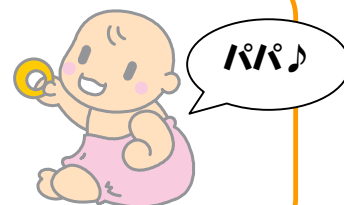
〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ライト・アクセス・タワー 16 階

◆埼玉労働局 <http://www.saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

知っておきたい！仕事と家庭を両立する制度

	項目	内容
労働基準法	産前・産後休業	<ul style="list-style-type: none"> ●女性労働者が請求した場合、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間女性を就業させることはできません。 ★就業規則に記載がなくても請求すれば会社は拒めません。 ★パートやアルバイトなど呼称は問いません。
	育児時間	<ul style="list-style-type: none"> ●生後1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。
男女雇用機会均等法	妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、産前産後休業・母性健康管理措置等を請求、取得したこと等を理由に解雇その他不利益な取扱い（正社員からパートへの身分変更の強要、退職強要、契約更新拒否など）をしてはなりません ★不利益取扱いと思われる行為に対しては応じる必要はありません！！ ★育児休業の申出・取得を理由とした不利益取扱いも禁止されています。
	母性健康管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間の中で妊産婦の健康診査のために病院に行く時間を請求できます。 ★「通院休暇」適用中の賃金の支払い義務は法律上なく、会社の取扱いによります。 ●つわりなどの症状がある時、主治医の指導があれば休憩の回数を増やしてもらうことなどができます。 ★「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう！！
育児・介護休業法	育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業を取得したい日の1か月前までに書面で申出をすれば取得することができます。（期間は子が1歳になるまで、父親、母親が交互に取得する場合は1歳2か月まで、保育園に入れられない事情がある場合は1歳6ヶ月まで） ★就業規則に育児休業の定めがない場合も上記手続きを踏めば会社は拒むことはできません。 ★期間雇用者の方も、一定範囲の人は取得できます（右ページ参照）。
	短時間勤務	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば短時間勤務（1日の所定労働時間を原則6時間）と所定外労働の免除（残業免除）を利用できます。
	子の看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校入学までの子の病気・けが等のために看護のための休暇を取得することができます。 ★取得日数 子が1人の場合年5日まで、子が2人以上の場合年10日まで
	★その他、時間外労働（1日8時間、1週40時間を超える労働）、深夜業（午後10時から午前5時までの労働）を制限する制度があります。	

育児をしながら仕事を続けるためにあなた一人で頑張らず夫にも子育てに参画してもらいましょう。
 パパも育児休業を取得できます。
 パパの育児休業はあなたと交代で、またあなたと同じ時期に取得することもできます。





会社に妊娠を伝えたら辞めろと言われた。辞めなくてはいけないの？



あなたが辞めたくないなら辞める必要はありません。
男女雇用機会均等法では妊娠という理由で退職を強要することは禁止しています。
あなたがパートとかアルバイトの場合でも同様です。

まずは退職するつもりはないことをはっきり伝えましょう。
それでも「辞めろ」と言われてしまった場合は雇用均等室に相談してください。
会社とのトラブルを解決する制度（紛争解決援助制度※）などがあります。
もちろん無料です。

※ 会社と上記のようにトラブルになり、自分自身ではどうにもできない場合など利用できます。
妊娠に関するトラブル以外にも男女均等取扱いに関するトラブル、育児休業の取得に関するトラブル、セクシュアルハラスメントに関するトラブル、パートタイム労働に関するトラブルについても利用することができます。まずは相談してください。



パートでも産前・産後休業、育児休業は取れるの？

産前産後休業



雇用契約期間内であれば取得できます。
パートやアルバイトだから取れないということはありません。
就業規則などに産前産後休業の記載がなくても、また会社から「うちには産前産後休業はないから」と言われても口頭で請求すれば会社は拒めません。

妊娠がわかったら、出産予定日や産前産後休業の予定を早めに会社に伝えておきましょう。

育児休業

育児休業も雇用契約期間の定めのないパートの人は取得することができます。
1年というように契約期間の定めのあるパートや契約社員、派遣労働者の方は原則以下の条件すべてに該当すれば育児休業を取得することができます。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子の1歳誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること。
- ③ 子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと。



つわりがひどくて仕事が大変。でも休みづらい。



お医者さんから何か指導は出されていませんか？

つわりなど妊娠中の症状についてお医者さんから指導を受けた場合は、それを会社に伝えることにより必要な措置を受けることができます。

〔必要な措置〕

- ① 妊娠中の通勤緩和
ラッシュ時を避けての通勤など
- ② 妊娠中の休憩に関する措置
休憩時間の延長や休憩回数の増加など
- ③ 妊娠中又は出産後の症状に対応する措置
勤務時間の短縮、休業など

- ★ お医者さんの指導内容が会社に的確に伝わるよう、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう！！

「母健連絡カード」については「母子健康手帳」にも入っていますし、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.html>

- ★ 妊娠中の方、出産後の方が利用できる制度はまだほかにもあります。さらに詳しく知りたい方は埼玉労働局雇用均等室までお問合せください。また、ご希望の方には法律の内容がわかるパンフレットもお配りしています。

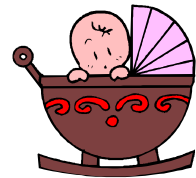
- ★ 母性健康管理・母性保護措置について

☆働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/01.html>

☆女性に優しい職場づくりナビ（女性労働協会ホームページ）

<http://www.bosei-navi.go.jp/>



- ★ 育児などで困ったときは

☆育児・介護休業法（埼玉労働局ホームページ）

<http://www.saitama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/library/saitama-roudoukyoku/seido/ryouritsu/ikukai-aramashi.pdf>

☆ファミリー・サポートセンター（女性労働協会ホームページ）

http://www.jaaww.or.jp/service/family_support/index.html

☆イクメンプロジェクト（厚生労働省ホームページ）

<http://www.ikumen-project.jp>

